

卫 生 部
国 家 质 检 总 局
公 告

2002 年 第 1 号

为防止牛海绵状脑病（以下简称“疯牛病”）传入我国，保障我国人民身体健康和生命安全，根据《中华人民共和国进出境动植物检疫法》、《中华人民共和国进出口商品检验法》和《化妆品卫生监督条例》的规定，公告如下：

一、自公告之日起，禁止进口（包括采用携带、邮寄等方式进口）和销售含有发生“疯牛病”国家或地区牛、羊的脑及神经组织、内脏、胎盘和血液（含提取物）等动物源性原料成份（以下简称“牛羊动物源性原料成份”）的化妆品。

二、对于已进入我国的含有发生“疯牛病”国家或地区牛羊动物源性原料成份的化妆品，自公告之日起，相关企业应自行从市场上全部召回，最迟不得晚于 2002 年 4 月 20 日，同时将召回的产品名称、产品数量及其生产企业和代理商名称报所在地省级卫生行政部门和直属出入境检验检疫

疫机构。

三、截止目前，发生“疯牛病”的国家为：英国、爱尔兰、瑞士、法国、比利时、卢森堡、荷兰、德国、葡萄牙、丹麦、意大利、西班牙、列支敦士登、阿曼、日本、斯洛伐克、芬兰、奥地利。今后，再有新发生“疯牛病”的国家或地区，将自动列入此疫区名录。

二〇〇二年三月四日

(仮 訳)

衛生部 国家質検総局 公告 2002年 第1号

スポンジ状の脳病（以下略称‘狂牛病’）の国内伝染防止、国民の身体健康と生命安全のため、《中華人民共和国入出国動植物検疫法》、《中華人民共和国輸出入商品検驗法》と《化粧品衛生監督条例》の各規定に基づき、以下の公告を通達する。

一．本公告日より、‘狂牛病’発生国家及び地域の牛、羊の脳及び神経組織、内臓、胎盤と血液等（抽出物を含む）の動物由来原料成分化粧品の輸入（携帯品、郵送での輸入を含む）と販売を禁止する。

二．既に我が国に輸入している‘狂牛病’発生国及び地域の牛羊動物由来原料成分の化粧品は本公告日より、関係企業は自主的に市場より全て回収する。

遅くとも2002年4月20日までであり、同時に回収製品名称、製品数量及び生産企業と代理店名称を各省の衛生行政部門と管轄の出入国検驗検疫機構まで報告・資料提出すること。

三．現在までの‘狂牛病’発生国家は：イギリス、アイルランド、スイス、フランス、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、ドイツ、ポルトガル、デンマーク、イタリア、スペイン、リヒテンシュタイン、オマーン、日本、スロバキア、フィンランド、オーストリア。

今後、新たに‘狂牛病’が発生した国家及び地区は自動的に本リストに入る。

2002年3月4日